

動物実験に関する自己点検・評価報告書

2025 年度

川崎市健康安全研究所

1. 組織・体制の整備

(該当無し)

実施機関の長が明確であるか？（厚労省基本指針第2.1）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

実施機関の長の役職・氏名

役職

所長

氏名

三崎 貴子

根拠となる資料及び条項等

川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱第4条

判断理由、改善の見通し

川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱第4条で規定している。

2. 機関内規程

(1) 「動物実験等の施設等の整備及び管理の方法」および「動物実験等の具体的な実施方法」を定めた機関内規程が策定されているか？（厚労省基本指針第2.2）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

機関内規程を策定する際に踏まえた法令および指針等：

- 動物の愛護及び管理に関する法律
- 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準
- 厚労省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針
- 動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（日本学会議）
- その他

動物の殺処分方法に関する指針

機関内規程に含まれる項目：

① 総則に関する項目

- 趣旨および基本原則、あるいは目的
- 用語の定義
- 適用範囲

② 実施機関の長の責務に関する項目

- 機関内規程の策定
- 動物実験委員会の設置
- 動物実験計画書の承認
- 動物実験計画の実施結果の把握
- 教育訓練の実施
- 自己点検及び評価
- 外部の者による検証
- 動物実験等に関する情報公開

③ 動物実験委員会の役割に関する項目

- 動物実験計画の審査
- 動物実験計画の実施結果に関する助言

④ 動物実験委員会の構成に関する項目

- 動物実験に関して優れた識見を有する者（動物実験の専門家）
- 実験動物に関して優れた識見を有する者（実験動物の専門家）
- その他学識経験を有する者（上記専門家以外の学識経験者）

- ⑤ 実験動物の飼養及び保管に関する項目
- マニュアル（標準操作手順）の作成と周知
 - 飼養保管施設の設置要件

- ⑥ 動物実験等の実施上の配慮に関する項目
- 動物実験計画書の立案
 - 適正な動物実験等の方法の選択
 - 苦痛の軽減

- ⑦ 安全管理に関する項目
- 危害防止
 - 緊急時の対応

- ⑧ 教育訓練に関する項目
- 教育訓練の実施者及び対象者
 - 教育訓練の内容

- ⑨ 自己点検及び評価に関する項目

- ⑩ 外部の者による検証に関する項目

- ⑪ 外部委託の実施に関する項目

- ⑫ 情報公開に関する項目
- 情報公開の方法
 - 公開する項目

■ 根拠となる資料及び条項等

- ①川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱第1、2、3条
- ②川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱第4条
- ③川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱第5条
- ④川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱第6条
- ⑤川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱第9、11条
- ⑥川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱第7、8条、12条、13条、14条、15条、16条
- ⑦川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱第19条
- ⑧川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱第17条
- ⑨川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱第18条
- ⑩川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱第4条(6)
- ⑪川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱第7条第5項
- ⑫川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱第4条(7)

■ 判断理由、改善の見通し

川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱で規定している。

(2) 動物実験等に関連する、細則、内規の有無

有り 無し

有りの場合はその一覧を記載

川崎市健康安全研究所動物実験委員会運営要領
動物飼育管理標準作業書
動物飼育管理マニュアル
動物由来の咬傷、搔傷、アレルギー及び人獣共通感染症への対応マニュアル

3. 実験計画

(1) 全ての動物実験計画書は動物実験責任者により策定されているか？（厚労省基本指針第3.1）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱第7条
動物実験計画書

■ 判断理由、改善の見通し

動物実験責任者の責任の下、適正に動物実験計画書が策定されている。

(2) 全ての動物実験計画書は動物実験責任者により機関の長に申請されているか？
（厚労省基本指針第2.4）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱第7条
動物実験計画書

■ 判断理由、改善の見通し

動物実験責任者の責任の下、動物実験計画書を所長に提出している。

(3) 全ての動物実験計画書は機関の長により承認又は却下されているか？
（厚労省基本指針第2.4および3.1）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱第4条（3）
動物実験計画書

■ 判断理由、改善の見通し

要綱に基づき、適正に動物実験委員会の審査を経たうえで、所長が承認している。

4. 動物実験等の実施

- (1) 動物実験計画は、代替法について記載する様式になっているか？
(厚労省基本指針第5.1)

はい 一部改善すべき点がある いいえ

- 根拠となる資料及び条項等

動物実験計画書

- 判断理由、改善の見通し

動物実験計画書に記載欄がある。

- (2) 動物実験計画は、使用する動物種、系統、数、遺伝学的・微生物学的統御レベルを記載する様式になっているか？ (厚労省基本指針第5.1)

はい 一部改善すべき点がある いいえ

- 根拠となる資料及び条項等

動物実験計画書

- 判断理由、改善の見通し

動物実験計画書に記載欄がある。

- (3) 動物実験計画は、苦痛の評価（カテゴリー等）、苦痛の軽減・排除法及び動物の処分方法を記載できる様式になっているか？ (厚労省基本指針第5.1)

はい 一部改善すべき点がある いいえ

- 根拠となる資料及び条項等

動物実験計画書

- 判断理由、改善の見通し

動物実験計画書に記載欄がある。

(4) 動物に実験処置を加え、もしくは生理機能等を測定するための実験室が、以下の事項に配慮して管理されているか？（厚労省基本指針第5.1）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

配慮している事項：

- 清潔な衛生状態を保つとともに、整理整頓されていること。
- その使用目的・内容等に合致した構造、設備を備えていること。
- 飼育室内において実験的処置等を行う場合は、飼育中の他の動物への影響をできる限り少なくすること。

■ 根拠となる資料及び条項等

動物飼育管理標準作業書
動物飼育管理マニュアル

■ 判断理由、改善の見通し

動物飼育管理標準作業書及びマニュアルに記載されている。
また、飼育室内で実験処置を行うが、仕切りの設置や場所を離すなど、飼育中の別のマウスに影響がないよう配慮している。

5. 実験実施結果

- (1) 全ての動物実験計画の実施結果が、実施機関の長に報告されているか？
(厚労省基本指針第3.2)

はい 一部改善すべき点がある いいえ

- 根拠となる資料及び条項等

川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱第7条第4項

- 判断理由、改善の見通し

電子文書回議により、所長に報告している。

- (2) 実施機関の長は動物実験責任者からの報告を受け、必要に応じて適正な動物実験等の実施のための改善措置を講じているか？ (厚労省基本指針第2.5)

はい 一部改善すべき点がある いいえ

- 根拠となる資料及び条項等

川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱第4条(4)

- 判断理由、改善の見通し

要綱に基づき、動物実験計画書及び動物実験結果報告書の内容を所長に報告している。また、所長から改善措置の指示があった場合には、適切に改善措置を講じている。

6. 動物実験委員会

(1) 動物実験委員会が実施機関の長により設置されているか？

(厚労省基本指針第2.3)

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱第4条(2)、第5条
川崎市健康安全研究所動物実験委員会運営要領

■ 判断理由、改善の見通し

要綱及び要領に基づき適正に設置・運営している。

(2) 委員は機関の長により下記に掲げるものから任命されているか？

(厚労省基本指針第4.2)

はい 一部改善すべき点がある いいえ

動物実験等に関して優れた識見を有する者

実験動物に関して優れた識見を有する者

その他学識経験を有する者

■ 根拠となる資料及び条項等

川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱第6条
川崎市健康安全研究所動物実験委員会運営要領第3条
上記要領別表：川崎市健康安全研究所動物実験委員会名簿

■ 判断理由、改善の見通し

要綱及び要領に基づき、適正に任命している。

(3) 動物実験計画書に含まれる項目：

研究の目的と意義

実験方法

- 実験期間
- 使用動物種
- 使用動物の遺伝的・微生物学的品質
- 使用予定匹数と、その根拠
- 実験実施場所
- 麻酔法、安楽死法
- 代替法の検討
- 苦痛度分類
- 苦痛軽減措置
- 人道的エンドポイント
- 動物死体の処理法
- 物理的、化学的または生物学的危険因子、遺伝子組換え生物の使用
- その他

(4) 動物実験委員会は、基本指針及び機関内規程等に適合しているか否かの審査を行っているか？
(厚労省基本指針第4.1)

- はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱第5条(1)
動物実験計画書
動物実験委員会議事録

■ 判断理由、改善の見通し

要綱に基づき、適正に審査されている。

(5) 動物実験委員会の議事録を作成し、適切に保管しているか？(厚労省基本指針第4.1)

- はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

動物実験委員会議事録

■ 判断理由、改善の見通し

議事録を作成し、共有ファイルサーバーに保管している。

(6) 動物実験委員会は、動物実験計画書の審査結果を、実施機関の長に報告しているか？
(厚労省基本指針第4.1)

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱第5条
動物実験計画書

■ 判断理由、改善の見通し

動物実験委員会の審査後に動物実験計画書を所長に提出し、報告している。

(7) 動物実験委員会は、実施機関の長から動物実験計画の実施結果の報告を受け、
必要な助言を行っているか？ (厚労省基本指針第4.1)

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱第5条(2)
動物実験結果報告書
動物実験委員会議事録

■ 判断理由、改善の見通し

要綱に基づき、適正に動物実験実施結果を確認し、助言等を行っている。

7. 安全管理

- (1) 安全管理に留意すべき動物実験について、以下の実施体制が定められているか？
(厚労省基本指針第5.2)

はい 一部改善すべき点がある いいえ 該当する実験が行われていない

定められている項目：

- 病原体の感染実験
 有害化学物質の投与実験
 放射性物質の投与実験
 遺伝子組換え動物を用いる実験

- 根拠となる資料及び条項等

川崎市健康安全研究所化学物質等環境安全管理要領

- 判断理由、改善の見通し

所内における有害化学物質の使用について、要領により実施体制が定められている。

- (2) 上記実験を実施する場合に、配慮している項目
(厚労省基本指針第5.2)

- 動物実験実施者の安全確保および健康保持
 施設周辺の公衆衛生、生活環境および生態系の保全上の支障の防止
 飼育環境の汚染による実験動物への傷害防止
 その他

- (3) 麻薬・向精神薬の使用について、行政への必要な手続きを行っているか？
(厚労省基本指針第5.2)

はい いいえ 麻薬・向精神薬は使用していない

■ 根拠となる資料及び条項等

なし

■ 判断理由、改善の見通し

動物実験において、麻薬及び向精神薬を使用していない。

8. 飼養保管

- (1) 実施機関の長は、機関内の（動物の）飼養保管施設をすべて把握しているか？
（厚労省基本指針第2. 1）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

動物実験計画書

■ 判断理由、改善の見通し

動物実験計画書に使用する飼養保管施設を記載している。

- (2) すべての（動物の）飼養保管施設に実験動物管理者が置かれているか？
（飼養保管基準第3.1（3））

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱第3条（6）、第3条（7）、第10条

■ 判断理由、改善の見通し

要綱に基づき、実験動物管理者を設置し、適正に施設の維持管理を実施している。

- (3) 実験動物種毎に適切な給餌・給水が行われているか？
（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.1(1)ア）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

動物飼育管理マニュアル
動物の飼育に関する記録簿

■ 判断理由、改善の見通し

動物飼育管理マニュアルに従い適切に給餌・給水を実施し、その記録を動物の飼育に関する記録簿に記載している。

- (4) 実験動物の傷害または疾病の予防に必要な健康管理、ならびに必要なに応じて適切な治療が行われているか？（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.1(1)イ）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

動物飼育管理マニュアル
動物の飼育に関する記録簿

■ 判断理由、改善の見通し

動物飼育管理マニュアルに従い適切に動物の健康管理を実施し、その記録を動物の飼育に関する記録簿に記載している。

- (5) 実験動物導入時の検疫・順化並びに必要なに応じて隔離飼育等を行っているか？
（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.1(1)ウ）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

動物飼育管理マニュアル
動物の飼育に関する記録簿

■ 判断理由、改善の見通し

動物飼育管理マニュアルに従い適切に順化等を実施し、動物の飼育に関する記録簿に記載している。

- (6) 異種又は複数の実験動物を同一飼育施設内で飼養保管する場合、その組み合わせを考慮しているか？（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.1(1)エ）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

動物飼育管理マニュアル

■ 判断理由、改善の見通し

同系統・オスのマウスのみを飼養しており、群飼する実験用マウスの最小飼育スペースの推奨値（参考文献：「実験動物の飼育及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準の解説」）をもとに各ケージにおける最大飼育可能数を設定している。

(7) 実験動物の輸送時には、実験動物の健康および安全確保並びに実験動物による人への危害等の発生防止に努めているか？（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.6）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

実験動物を輸送する際に、配慮している項目：

- 輸送時間をなるべく短時間にする。
- 必要に応じて適切な給餌および給水を行うとともに、換気等により適切な温度に維持すること。
- 実験動物の健康および安全を確保し、逸走防止に必要な規模、構造等を選定すること。
- 実験動物が保有する微生物、実験動物の汚物等による環境汚染の防止。

■ 根拠となる資料及び条項等

動物飼育管理マニュアル

■ 判断理由、改善の見通し

動物飼育管理マニュアルで、納品から動物実験室への搬入に係る事項を定めており、マニュアルに基づき適切に運用している。

(8) 実験動物が日常的な行動を容易に行うことができる施設で飼養保管されているか？
（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.1(2)ア）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

動物飼育管理マニュアル

■ 判断理由、改善の見通し

動物飼育管理マニュアルにおいて、「実験動物の飼育及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準の解説」に基づく飼育室の環境条件を設定し、適切に飼養保管を実施している。

(9) 飼育スペース(ケージサイズ)の推奨値を設定しているか?

(厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.1(2)ア)

- はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

動物飼育管理マニュアル

■ 判断理由、改善の見通し

群飼する実験用マウスの最小飼育スペースの推奨値(参考文献:「実験動物の飼育及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準の解説」)をもとに各ケージにおける最大飼育可能数を設定している。

(10) 環境エンリッチメントを実施しているか?

(厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.1(2)イ)

- はい いいえ

実施している動物種:

霊長類 (動物名 ↓)

イヌ

ネコ

うさぎ

ラット

マウス

その他

実施している頻度

常時

時々 (頻度 ↓)

実施している内容:

- 休息場所、高台
- 玩具
- 隠れ家・巣箱
- 営巣材
- 木片・かじり棒
- その他

床敷として木材ソフトチップを敷いているほか、キムタオル片をゲージ内に設置している。

■ 根拠となる資料及び条項等

飼育状況写真

■ 判断理由、改善の見通し

適切に実施している。

(11) 適切な温度、湿度、換気、明るさを保つことができる構造の施設で飼養保管しているか？
(厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.1(2)イ)

- はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

動物飼育管理マニュアル
動物の飼育に関する記録簿

■ 判断理由、改善の見通し

動物飼育管理マニュアルに基づき、適切に温度管理等を実施できる施設で飼養保管をしている。

(12) 清掃・消毒が容易である等、衛生状態の維持・管理が容易であり、実験動物が
傷害等を受けるおそれがない構造の施設で飼養保管しているか？
(厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.1(2)ウ)

- はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

動物飼育管理マニュアル
動物の飼育に関する記録簿

■ 判断理由、改善の見通し

動物飼育管理マニュアルに基づき、衛生状態の維持管理等が適切に実施できる施設で飼養保管している。

(13) 実験動物の逃亡防止策の実施、および施設外に逸走したとき場合の対応等について定めているか？（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.3(3)）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱第19条(2)、第19条(3)
動物飼育管理標準作業書
動物飼育管理マニュアル

■ 判断理由、改善の見通し

要綱等で逃亡防止策、逸走時の対応を規定している。

(14) 実験動物の汚物処理、微生物等による環境の汚染、悪臭・害虫の発生および騒音防止に配慮しているか？（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.2）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

動物飼育管理マニュアル
動物の飼育に関する記録簿

■ 判断理由、改善の見通し

動物飼育管理マニュアルに基づき、清掃等を適切に実施している。
また、建物管理者が害虫生息調査を定期的に行っている。

(15) 実験実施者および飼養者が危険を伴うことなく作業できる施設の構造および飼養または保管の方法を整備しているか？（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.3(1)ウ）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

動物飼育管理マニュアル

■ 判断理由、改善の見通し

マウスのみを飼養するための設備で、十分な作業スペースが確保されており、適切な飼養・保管の方法が整備されている。

(16) 実験動物に由来する人の疾病の予防のための健康管理を行っているか？

(厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.3(1)イ)

はい 一部改善すべき点がある いいえ

以下の疾病や事故が飼育施設内で発生したか？

- 動物由来感染症の発生
- 動物アレルギーによるアナフィラキシーショック
- 注射針の針刺し
- 動物が原因による外傷の発生（咬傷など）
- 転倒などの怪我
- 特定化学物質・有機溶剤・電離放射線による障害
- その他

■ 根拠となる資料及び条項等

動物由来の咬傷、搔傷、アレルギー及び人獣共通感染症への対応マニュアル

■ 判断理由、改善の見通し

S P Fマウスを1週間以内で飼養するのみであり、白衣、手袋、マスクを着用することとしており、人獣共通感染症の発生リスクは低い。
また、マニュアルに基づき適切に実施されており、これまで事故の発生はない。

(17) 実験動物管理者は、施設の日常的な管理及び保守点検、並びに実験動物の数及び状態を確認しているか？（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.3(1)エ）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

動物飼育管理マニュアル
動物の飼育に関する記録簿（様式11）
動物実験等施設立入記録簿（様式12）

■ 判断理由、改善の見通し

適切に保守点検及び実験動物を確認し、動物の飼育に関する記録簿（様式11）を確認している。なお、動物実験管理者が施設を確認した際は、動物実験等施設立入記録簿（様式12）を作成している。

（18） 実験動物の入手先、飼育履歴病歴等に関する記録台帳を整備し、実験動物の記録管理を適切に行っているか？（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.5）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

動物飼育管理マニュアル
動物の飼育に関する記録簿（様式10）

■ 判断理由、改善の見通し

実験動物搬入時の確認及び飼育中の確認を適切に行い、動物の飼育に関する記録簿（様式10）を作成している。

（19） 実験動物の飼養保管施設は、関係者以外の者が立ち入らないよう、施設のセキュリティや入退室の管理がされているか？（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.3（1）カ）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

動物飼育管理マニュアル
動物実験室入退室管理簿（様式11）

■ 判断理由、改善の見通し

動物実験室のある理化学エリアには、セキュリティカードによる入室制限がされている。
また、動物実験室入退室管理簿（様式11）による入退室管理を実施している。

（20） 地震、火災等の緊急時の対応を定めているか？
（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.3（4））

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

動物飼育管理マニュアル

■ 判断理由、改善の見通し

動物飼育管理マニュアルに緊急時の対応を定めている。

(21) 実験動物の飼養保管の飼養保管手順書 (SOP) やマニュアルを定めているか？
(厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3および4)

はい 一部改善すべき点がある いいえ

飼養保管手順書、マニュアル等に含まれる項目：

- 動物の搬入、検疫、隔離飼育等
- 飼育環境への順化又は順応
- 飼育室の環境条件 (適切な温度、湿度、換気、明るさ等)
- 飼育管理の方法
- 健康管理の方法
- 動物の繁殖に関する取り決め
- 逸走防止措置と逸走時の対応
- 廃棄物処理
- 環境の汚染及び悪臭、害虫の発生等の防止
- 騒音の防止
- 施設・設備の保守点検
- 実験動物の記録管理、記録台帳の整備
- 緊急時の連絡
- 輸送時の取り扱い方法
- 施設等の廃止時の取扱い

■ 根拠となる資料及び条項等

動物飼育管理標準作業書
動物飼育管理マニュアル

■ 判断理由、改善の見通し

動物飼育管理標準作業書及び動物飼育管理マニュアルで各項目を定めている。
また、オスのみを購入するため、繁殖の取り決めは定めていない。
施設の廃止も想定していないため、施設廃止時の取扱いは特段定めていない。

9. 教育訓練

- (1) 実施機関の長は、動物実験実施者その他実験動物の飼養又は保管等に携わるものに対する教育訓練を実施しているか？（厚労省基本指針第2.6、飼養保管基準第3.4）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

- (2) 教育訓練に含まれる項目：

- 法令等、機関内規程等
- 動物実験の方法及び実験動物の取扱いに関する事項
- 苦痛分類および人道的エンドポイント
- 苦痛の軽減法（麻酔法など）
- 実験動物の飼養保管に関する事項
- 安全確保、安全管理に関する事項
- 人獣共通感染症に関する事項
- 施設等の利用に関する事項
- その他

- 根拠となる資料及び条項等

川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱第4条（5）、第17条
動物実験教育訓練受講記録

- 判断理由、改善の見通し

要綱に基づき、適切に教育訓練の機会を確保し、その記録を保管している。

- (3) 教育訓練の実施記録は保存されているか？（厚労省基本指針第2.6、飼養保管基準第3.4）
（教育訓練の日時、講師の氏名、受講者数、受講者氏名、教材等）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

- 根拠となる資料及び条項等

動物実験教育訓練受講記録

■ 判断理由、改善の見通し

適切に教育訓練の記録を保存している。

- (4) 実施機関の長は、実験動物に関する知識と経験を有する者を実験動物管理者に充て、必要な教育訓練の機会を確保しているか？（飼養保管基準第3.1（3））

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

川崎市健康安全研究所動物実験要綱第3条（6）、第3条（7）、第4条（5）、第17条
動物実験教育訓練受講記録

■ 判断理由、改善の見通し

適切に教育訓練の機会を確保し、その記録を保管している。

10. 自己点検

実施機関の長は、基本指針への適合性および飼養保管基準への遵守状況について、自己点検を行っているか？（厚労省基本指針第2.7）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

実施している場合はその頻度

年に1回

■ 根拠となる資料及び条項等

川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱第18条
自己点検・評価報告書

■ 判断理由、改善の見通し

要綱に基づき、適正に自己点検を実施している。

11. 情報公開

(1) 基本指針への適合性に関する自己点検・評価、あるいは動物実験等に関する情報を、適切な方法により公開しているか？（厚労省基本指針第2.8）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

(2) 情報公開を行っている項目を選択：

- 機関内規程
- 自己点検・評価の結果
- その他（公開している項目を記載）

外部検証結果報告書

■ 根拠となる資料及び条項等（ホームページの場合はURL）

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/350/0000097886.html>
<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000127644.html>

■ 判断理由、改善の見通し

それぞれ川崎市のウェブサイトに掲載している。

12. 外部委託

動物実験等を別の機関に委託する場合は、委託先の厚労省基本指針等への遵守状況を確認しているか？
(厚労省基本指針第7.3)

はい 一部改善すべき点がある いいえ 外部委託は行っていない

■ 根拠となる資料及び条項等

川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱第7条第5項

■ 判断理由、改善の見通し

これまで外部委託を行った実績はないが、外部委託を行う際は、要綱に基づき基本指針等への遵守状況を確認する。